

労働安全衛生法違反の送検事例

兵庫労働局労働基準部監督課

兵庫労働局管内の各労働基準監督署が、労働安全衛生法違反の疑いで書類送検した事件をいくつか紹介しますので、安全衛生管理の参考にして下さい。

1 フォークリフトのフォークに乗って作業中に墜落した災害

(違反条文：労働安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 151 条の 14)

事業場内の高さ 3～4 m の箇所について設備の補修を行うため、被災者が同僚の運転するフォークリフトのフォークの部分に乗って作業中に体勢を崩し、高さ約 1.7m のフォーク上から墜落して死亡する災害が発生した。

これについて、フォークリフトを主たる用途以外の用途である労働者の昇降に使用させたとして、事業場の所長及び法人を送検した。

※フォークリフトなどの車両系荷役運搬機械は、その主たる用途以外の用途に使用することが基本的に禁止されていますが、これに反して荷のつり上げや労働者の昇降などの危険な用途に使用され、その結果、本件のような重大な災害に至るケースがあります。

機械本来の使用方法を守る必要があります。

2 機械の回転軸に巻き込まれた災害

(違反条文：労働安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 101 条)

被災者は、シャー（原材料の切断を行う機械）を用いて鉄板の切断加工を行っていたところ、当該シャー下部にある動力伝達用の回転軸と作業テーブル下面との間に頭部を巻き込まれて死亡するという災害が発生した。

これについて、当該回転軸は巻き込まれにより労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、覆い等を設けなかったとして、工場長及び法人を送検した。

※労働安全衛生規則第 101 条は、機械による危険防止の規制の中で、基本中の基本と言える条文です。本件の回転軸をはじめ、歯車やベルトなど、危険な部分が露出したまま機械を使用しないよう、徹底する必要があります。

3 無資格就業（玉掛け）の繰り返し違反

(違反条文：労働安全衛生法第 61 条、クレーン等安全規則第 221 条)

工場内において、つり上げ荷重 1 トン以上のクレーンを使用して荷の移動を行わせるに当たり、玉掛け技能講習を修了する等の資格を有しない労働者に当該玉掛け作業を行わせたとして、代表取締役及び法人を送検した。

(無資格について行政指導を行ったが、当該違反が繰り返されたので送検したもの。)

※労働安全衛生法違反で捜査に着手する場合の多くは、労働災害の発生が契機となります。通常の行政指導で指摘した重大な違反が是正されない場合、または一旦是正されてもその後違反が繰り返された場合も書類送検を行います。